# デフレ完全脱却のための 総合経済対策

~日本経済の新たなステージにむけて~

<施策例>

内閣府

#### (1)次

目

# I.物価高から国民生活を守る

- 燃料油価格激変緩和対策事業(経済産業省)
- 電気・ガス価格激変緩和対策事業(経済産業省)
- 物価高に大きく影響を受ける低所得世帯及び事業者等を支援する 「重点支援地方交付金」(内閣府)
- 日本政策金融公庫等による資金繰り支援(経済産業省、農林水産省、8
- 厚生労働省、内閣府、財務省)
- 競争の促進(総務省)
- 省エネルギー設備への更新のための補助金(経済産業省)
- 補助金(経済産業省)

- 子育てエコホーム支援事業(国土交通省)
- 等導入促進補助金(経済産業省)
- 地方の成長を実現する
- 再生支援の総合的対策(経済産業省)
- (経済産業省)

- 進事業の再編(経済産業省)

- 6 7

5

10

16

17

- 適切な携帯料金プランの選択等に資する携帯電話サービスの更なる
- 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費
- 断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業(環境省)
  - 12 13
- クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(経済産業省) 14 クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ
- Ⅱ. 地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と
- 認定支援機関による早期経営改善計画策定支援事業の対象拡大
- 経営者保証の提供の有無を選択できる信用保証制度(経済産業省)
- 保証審査期間短縮を通じた中小企業の資金繰り改善(経済産業省)
- 簡易で即効性がある省力化支援に向けた中小企業等事業再構築促

- ●中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助 金(経済産業省) ● 生産性向上に向けた設備投資等の費用を助成する「業務改善助成
- 金」(厚生労働省) 中小企業生產性革命推進事業(経済産業省)
- 建設業における適切な労務費や賃金行き渡りの確保(国土交通省) 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善支援事業(厚生労働省、25
- こども家庭庁)
- 年収の壁・支援強化パッケージ(厚生労働省)
  - ライフステージを支えるサービス導入実証等事業(経済産業省) ●「キャリアアップ助成金」による非正規雇用労働者の正社員化の促進 28
    - (厚生労働省) 非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練試行事業 (仮称)の実施(厚生労働省)
    - 資産運用立国実現に向けた環境整備(金融庁、厚生労働省) 高等教育機関における共同講座創造支援事業(経済産業省)
  - 公的職業訓練によるデジタル推進人材の育成(厚生労働省) リスキリングを通じたキャリアップ支援事業(経済産業省)
    - 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化(国土交通省)
  - オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事 業(国土交通省)
    - 農林水産物・食品の輸出促進(農林水産省) 畑地化促進事業(農林水産省)

  - 食品原材料調達リスク軽減対策事業(農林水産省)

就職氷河期世代の支援を行う地方公共団体への交付金(内閣府)

- 高速道路の料金制度の見直し(国土交通省)

40

23

26

27

29

30

31

32

33

34

35

37

38

## 次

目

## Ⅲ. 成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する

- ムーンショット型研究開発制度(文部科学省、経済産業省、農林水産 41
  - 省、内閣府)
- SIP/BRIDGEにおける生成AI学習・導入支援(内閣府) 42
- 量子・古典融合技術の産業化支援機能強化事業(経済産業省)
- 科学研究費助成事業(文部科学省)
  - 博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保(文部科学省)
  - オープンアクセス加速化事業(研究成果の即時共有化)(文部科学省) 附属病院を含む大学・高等専門学校・研究開発法人等の環境整備
  - (文部科学省)
  - 宇宙戦略基金の創設(内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省)
  - 基幹ロケットの開発及びロケット打上げ能力の強化、人工衛星の研 究開発等(文部科学省)
- 月での有人活動等を行うアルテミス計画の推進(文部科学省)
- 準天頂衛星システムの開発加速等(内閣府)
- 7000m以深対応 大深度AUV(自律型無人探査機)の開発(文部科学省)
- 海洋開発重点戦略に基づく海洋政策の緊急加速化事業(内閣府)
- 大水深採鉱技術の開発に向けた技術的実証(内閣府) フュージョンエネルギーの実現に向けた基幹技術の開発(文部科学省)
- 建築物の脱炭素化(環境省)
- 需要家主導型太陽光発電及び再生可能エネルギー電源併設型蓄電
- 池導入支援事業費補助金(経済産業省)

地域脱炭素移行•再工入推准交付金(環境省)

先端半導体の国内生産拠点の確保(経済産業省)

家庭用蓄電池等の分散型エネルギーリソース導入支援事業(経済産業省)

資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業(経済産業省)

- 54 55

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

56

57

58

59

60

61

- - グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の推進(内閣府)

  - グローバルサウス未来志向型共創等事業(経済産業省)
- 等の関連法案の早期提出(金融庁) 銀行グループが出資可能なスタートアップの範囲の拡充(金融庁)
- 法務省 · 経済産業省) 事業全体を担保に資金を調達できる制度(事業成長担保権(仮称))
- イノベーションを牽引するスタートアップ等の支援(経済産業省) ストックオプション・プールの実現に向けた会社法制の整備(内閣府・75
- 对内**直接投資促進及び中堅·中小企業海外展開支援事業**(経済産業省)
- クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業(文部科学省) 72
- GIGAスクール構想の加速(文部科学省)
- 造転換インフラ整備推進交付金 I(内閣府)
- 大規模な生産拠点の関連インフラの整備を行う「(仮称)地域産業構 70
- 産業立地円滑化のための土地利用転換の迅速化(農林水産省、経 済産業省、国土交通省)
- 経済安全保障の確保に資するサプライチェーンの強靱化(内閣府、 経済産業省、国土交诵省)
- 生成AIを活用した新規がん・難病治療薬創生(厚生労働省)
- データの整備・拡充及びリスク対応力強化(総務省) 生成AIの開発力強化と人材育成(文部科学省)
- 生成AIの基盤的な開発力強化に資する計算資源の整備(経済産業省) 64 我が国における大規模言語モデル(LLM)の開発力強化に向けた
- 革新的情報通信技術(Beyond 5G(6G))基金事業(総務省)

62

63

65

66

67

68

71

73

74

77

78

- ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業(経済産業省)

#### (3) 次

目

## Ⅳ. 人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する デジタル田園都市国家構想交付金(内閣府) ● デジタル実装計画策定支援事業、地域のデジタル実装に向けたフォ

ローアップ調査事業、デジタル実装状況の可視化による情報支援事 業(内閣府、デジタル庁)

■ スーパーシティやデジタル田園健康特区おける先端的サービスの開 発・構築等の推進(内閣府)

地域公共交通確保維持改善事業(国土交通省) 教育DXを支える基盤的ツールの整備・活用(文部科学省)

● デジタルライフラインの全国整備(総務省、経済産業省、国土交通省) ▶ドローンの飛行申請の審査期間短縮及び目視外飛行の拡大(内閣 府•国土交通省)

87 高齢者施設における人員配置基準の特例的な柔軟化(内閣府・厚生労働省) 88 ■ こども政策DXの実現に向けた実証事業(こども家庭庁) ● 保育所等におけるICT化推進等事業(こども家庭庁) 89

● 母子保健デジタル化実証事業(こども家庭庁) 90 91

● 医療費助成・予防接種・母子保健等に係る情報連携システム基盤の 構築事業(デジタル庁) ● 防災アプリの開発・利活用を促進するための「防災分野のデータ連携 92

基盤の設計構築に向けた調査研究事業」(デジタル庁)

次期総合防災情報システムの整備・運用等(内閣府)

ベース・レジストリの整備及び運用(デジタル庁)

プレイスカタログサイトの構築(デジタル庁)

● 自治体情報システムの標準化・共涌化に向けた環境整備等(総務省)

ガバメントクラウドへの移行加速支援等事業(デジタル庁)

● 多数の市町村等にまたがる情報照会事務の効率化の推進(デジタル庁)

クラウドソフトウェアの新しい調達手法を整備するデジタルマーケット

93 94

● 医療機関間における患者の診療情報の共有や連携を進める「標準型 116

97

98

80

83

84

85

86

95

96

(国土交诵省)

電子カルテα版の開発 I(デジタル庁)

◆ 全国医療情報プラットフォーム開発事業(厚生労働省)

オンライン診療の普及促進(内閣府・厚牛労働省) 地域における持続可能な在宅医療提供体制の構築(内閣府・厚生労働省) ● こども誰でも涌園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業(こども家庭庁) 119

デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し(デジタル庁)

・旅客船・遊漁船等に係る海事行政DXの推進(国土交通省)

スマートシティ海外展開・案件形成支援事業(国土交通省)

PPP/PFI案件形成の推進(国土交通省)

● スマート水産業推進緊急事業(農林水産省)

● 民間資金等活用事業調査費補助金(PPP/PFI案件化促進)(内閣府)

● ウォーターPPPの導入拡大や空き家・遊休不動産の活用等による

■ 電子署名(トラストサービス)の普及のための基準改正の検討(デジタル庁)

スマート農業等先端技術の開発・社会実装促進対策(農林水産省)

● 産業サイバーセキュリティ対策の強化に向けた環境整備事業(経済産業省)

◆ 人手不足対応に対応するための物流の革新の実現に向けた取組

● 高速道路料金の大口・多頻度割引の拡充措置の延長(国土交通省)

建設分野における監理技術者等に係る制度運用の柔軟化(国土交通省)

診療報酬・介護報酬における常勤・専任要件等の緩和(内閣府・厚生労働省)

護現場の生産性向上ための「介護ロボット開発等加速化事業」(厚生労働省)

診療報酬改定DX(共通算定モジュールの開発等)(厚生労働省)

介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を涌じた職場環境改善事業、介 113

■ 国土交通行政データを活用した新たな地理空間情報整備の検討(国土交通省) 108

99

100

101

102

103

104

105

106

107

109

110

111

112

114

115

117

## **4**)

目次④	
<ul><li>「1か月児」及び「5歳児」に対する乳幼児健診等の推進(こども家庭庁)</li></ul>	120 <b>■ 風評被害抑制のための「ALPS処理水対応パッケージ」</b> (外務省)
<ul><li>こどもの居場所づくり支援体制強化事業(こども家庭庁)</li></ul>	121 ● 花粉症解決に向けた緊急総合対策(農林水産省)
● こどもの生活・学習支援事業の拡充(こども家庭庁)	122 ● 性犯罪・性暴力被害者支援の強化(内閣府)
<ul><li>地域女性活躍推進交付金(内閣府)</li></ul>	123 ● 保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援(こども家庭)
●「女性の健康」ナショナルセンター機能の構築事業(厚生労働省)	124 ● 学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた
<ul><li>シルバー会員未就業者及び女性高齢者社会参加促進事業(厚生労働省)</li></ul>	125 法の開発・実証(こども家庭庁)
<ul><li>共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく都道府県・ 市町村の認知症施策推進計画の策定支援(厚生労働省)</li></ul>	126 ● 不登校児童生徒等の学び継続事業、不登校児童生徒等の早期系 見・早期支援事業(文部科学省)
● 共生に向けた認知症の早期発見・早期介入実証プロジェクトの推進	127 <b>高齢者等に対する消費生活相談や見守り体制の強化</b> (消費者庁)

けた認知症の早期発見・早期介入実証プロジェクトの推進 (厚生労働省)

孤独・孤立対策の推進(内閣官房)

## Ⅴ. 国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する ● 気候変動を見据えた府省庁・官民連携による「流域治水」の推進(農

- 林水産省、国土交通省) 国土強靱化に資する道路ネットワークの機能強化に関する対策(国土交通省)
- 河川・ダム、道路、都市公園、鉄道、港湾・漁港、ため池、農業水利施設、学校施 131 **設等の重要インフラに係る老朽化対策**(文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
- 国土交通省、こども家庭庁、総務省、内閣府、法務省) 133
- 次期静止気象衛星等による線状降水帯、台風等による大雨等の予 測精度向上等の防災気象情報の高度化対策(国土交通省)
- ⇒装備資機材等の整備等による警察の災害対処能力の強化(警察庁)
- 消防防災力強化に必要な資機材整備・DX等の推進(総務省)

依存を分散するための緊急支援事業(経済産業省)

- 自衛隊の災害への対処能力の強化等(防衛省)
- 医療提供体制等の維持のための「新型コロナウイルス感染症緊急包 括支援交付金」(厚生労働省) ALPS処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域

- 122 性犯罪·性暴力被害者支援の強化(内閣府) 123 ● 保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援(こども家庭庁) 124 ● 学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手 143 法の開発・実証(こども家庭庁)
- 125 ■ 不登校児童生徒等の学び継続事業、不登校児童生徒等の早期発
- の実現を推進するための認知症基本法に基づく都道府県・126
  - 高齢者等に対する消費生活相談や見守り体制の強化(消費者庁) 配偶者暴力被害者の相談・支援体制の強化(内閣府) 128 ● マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化に向けたシ 147
    - ステム構築(総務省) ウクライナ及び周辺国への支援(財務省、外務省、農林水産省、経済産業省)
      - 自衛隊等の安全保障環境の変化への適切な対応(防衛省) ■ 国際海底ケーブルの多ルート化によるデジタルインフラ強靱化事業(総務省)
      - 農業農村整備における食料安全保障対策(農林水産省)

134

135

136

- 特定水産物供給平準化事業(原材料転換対策)(農林水産省)
- 援事業(農林水産省)
- 農業支援サービス事業緊急拡大支援対策、担い手確保・経営強化支 153

- みどりの食料システム戦略緊急対策事業(農林水産省)

139

140

141

142

144

145

146

148

149

150

151

152

### 令和5年度補正予算額 1,532億円

### ① 施策の目的

長引く原油価格の高騰が経済回復の足かせとなり、国民生活や経済活動への悪影響を防ぐことを目的として、燃料油価格の激変緩和対策事業を実施することで、ガソリンなどの燃料油の卸価格抑制を通じて、小売価格急騰の抑制を図ることを目的とする。

#### ② 施策の概要

当面の間の緊急避難的措置として、国民生活や企業活動への影響を最小限に抑える観点から、燃料油価格の激変緩和対策事業を実施し、急激な価格上昇を抑制するよう、元売り事業者に対する価格抑制原資を支給する。これにより、卸価格の急激な上昇の抑制を通じ、小売価格の急騰を抑制することにより、国民生活等への不測の影響を緩和する。

#### ③ 施策の具体的内容

(1) 対象者

石油元売事業者等

(2)対象油種

ガソリン、軽油、灯油、重油、航空機燃料



### 令和5年度補正予算額 6,416億円

#### ① 施策の目的

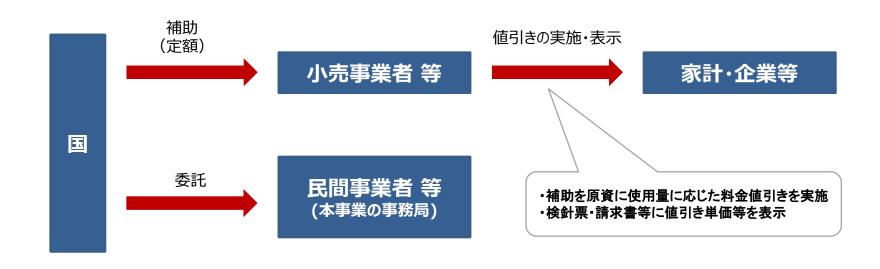
電気・ガス料金の激変緩和対策により、引き続き、家計・企業等の負担を軽減することを目的とします。

#### ② 施策の概要

電気・ガス料金の負担軽減を図るため、以下の取組を行います。

- (1)電気料金値引き原資の支援:国が指定する値引き単価(低圧契約:3.5円/kWh、高圧契約:1.8円/kWh※)により需要家の使用量に応じた電気料金の値引きを行った小売電気事業者等に対して、その値引き原資を支援。
- (2)都市ガス料金値引き原資の支援:国が指定する値引き単価(15円/m³※)により需要家の使用量に応じた都市ガス料金の値引きを行ったガス小売事業者等に対して、その値引き原資を支援。
- ※2024年5月は激変緩和の幅を縮小

#### ③ 施策の具体的内容



内閣府

令和5年度補正予算額1兆5,592億円

1 施策の目的

物価高により厳しい状況にある生活者・事業者を支援する。

② 施策の概要

物価高により厳しい状況にある生活者・事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じたきめ細かな支援を行えるよう、 重点支援地方交付金を追加する。

#### ③ 施策の具体的内容

○住民税非課税世帯への7万円の給付<1兆592億円>

多くの地方公共団体において、本年夏以降1世帯当たり3万円を目安に支援を開始してきた重点支援地方交付金の 低所得世帯支援枠を追加的に拡大し、1世帯当たり7万円を追加することで、住民税非課税世帯1世帯当たり合計10万円 を目安に支援を行う。

○物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援<5,000億円>

物価高により厳しい状況にある生活者・事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じたきめ細かな支援を行う。

#### く支援例>

(生活者向け)学校給食費、プレミアム商品券等発行による消費下支えの取組、LPガス使用世帯等への支援

(事業者向け)中小企業(特別高圧・LPガス)、農林水産事業者、地域観光業、医療・介護・保育施設、学校施設、商店街・自治体等への支援

#### ○施策のスキーム



### 〇交付方法

物価高により厳しい状況にある生活者・事業者を支援 するための事業の実施にかかる所要経費に対し、交付 限度額を上限として交付

#### 令和5年度補正予算額782億円

#### ① 施策の目的

新型コロナウイルス感染症の影響で債務が増大した事業者、物価高騰に加え、処理水放出に伴う風評影響を受けた事業者の事業継続、賃上げ等に取組む事業者の支援等のため、日本政策金融公庫等による資金繰り支援を行う。

#### ② 施策の概要

日本政策金融公庫等による資金繰り支援のため、物価高騰や処理水放出に伴う風評等の影響から売上減少を余儀なくされている事業者に対する セーフティネット貸付の金利引下げや、新型コロナ対策資本性劣後ローンについて、直近決算が黒字であっても金利負担により実態上赤字になる事業者向けの運用改善、賃上げ等に取り組む事業者への事業等を実施。

#### ③ 施策の具体的内容

### <主な施策内容>

#### (1)セーフティネット貸付

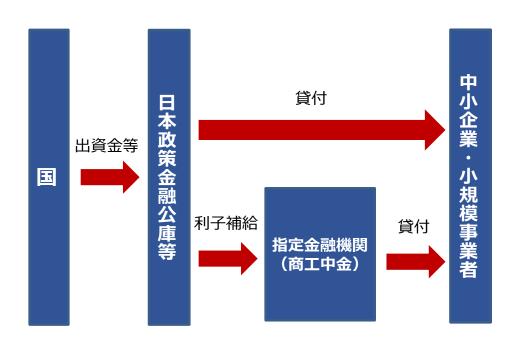
物価高騰に加え、処理水放出に伴う風評等の影響から売上減少を余儀なくされている事業者に対して、セーフティネット貸付の金利引下げ(▲0.4%)により支援。

#### (2)新型コロナ対策資本性劣後ローン等

新型コロナウイルス感染症の影響で債務が増大した事業者に対し、民間金融機関が資本と見做すことのできる長期間元本返済のない資本性劣後ローン等により支援(直近決算が黒字であっても金利負担により実態上赤字になる事業者向けの運用改善を含む)

- (※)貸付制度は2024年3月末まで(既貸付先への運用改善は2024年3月以降も実施)
- (3)賃上げ等に取り組む事業者向け融資賃上げ等に取組む事業者に対する、資金繰り支援を拡充

### <主な施策のスキーム>



総務省

#### 令和5年度補正予算額 1.5億円

#### 施策の目的

携帯電話サービスの更なる競争を促進することにより、利用者の適切な携帯料金プランの選択等に資することを目的とする。

#### 施策の概要

携帯電話サービスについて、利用料金やサービス本位の競争を促進するため、2023年内に実施する制度改正、利用者に合った 料金プラン選択促進のための広報を順次実施する。

#### 施策の具体的内容

#### 日々の生活をより豊かにするためのモバイル市場競争促進プラン(令和5年11月7日公表)



#### 基本方針

- モバイルは、技術革新のスピードが速くイノベーションが生じやすく、そして、何よりも国民の日々の生活に密着した不可欠なもの。
- ⇒ このため、モバイルが納得感のある料金で良質なサービスとなれば、日々の生活はより豊かになる。
- 一方、寡占的な市場環境を踏まえると、料金・サービス本位の競争につながる環境整備を一層進めることが重要。
- ⇒ このため、年内の制度**改正、利用者に合った料金プラン選択促進のための広報等を順次実施。フォローアップ**とともに**更なる競争促進化策を検討開始**

#### これまでの取組

### 今後の取組

#### ● 納得感のある料金・良質なサービスの実現

- 端末の廉売競争から、通信料金・サービス競争へのシフト
- 通信料金・端末料金の分離の徹底
- 端末流通市場の活性化
- 中古端末の安心・安全な流通の促進 (中古端末の利用者情報の処理方法等の明確化)
- 代理店による不適正な営業の見直し
- 代理店の届出制度導入

#### 2019年法改正

2019年法改正

2019年法改正

2019年民間事業者団体

による自主ガイドライン策定

MNO<sup>※1</sup>による代理店の指導強化

中古端末の安心・安全な流通の促進

(マイナンバーカード機能の処理方法の明確化)

(→転売ヤー等の防止)

ービスに係る無線局を自ら開設・運用して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者。

## 年内に省令改正

民間事業者団体による 自主ガイドライン改正を 『進(年内に議論開始)

年内にガイドライン改正

#### 事業者間の乗換えの円滑化の加速

- 事業者を乗り換えるための費用(スイッチングコスト)の低廉化
- 違約金上限を規定(1000円)
- SIM※2ロックの原則禁止
- ・ MNP\*3の無料化・ワンストップ化

- 新料金プランの移行の検討促進のための広報
- 2021年ガイドライン改正
- 2020・2023年ガイドライン改正!

「1円端末」販売等につながる過度な割引を規制

順次実施 (補正予算要求)

年内に省令改正

- 対応事業者の拡大推進
- ※2 SIM: 加入者識別モジュール (Subscriber Identity Module)の略称。サービスを提供する電気通信事業者とそのサービスに係る契約を締結している者(加入者)を特定するための情報( ※3 MNP:モバイル・ナンバー・ボータビリティ(Mobile Number Portability)の略称。契約している携帯電話事業者を、電話番号を変えることなく変更できる仕組み

#### 事業者間の公正な競争環境の整備の促進

- 事業者間の競争環境の整備
- MNOとMVNO※4との間の卸協議の円滑化。
- MVNOのネットワーク使用料(接続料・卸料金)の低廉化
- 2022年法改正 2020年省令改正
- 通信・端末分離規制の基準値の引き上げ (→独立系MVNOを規制の対象から除外)
- 周波数の追加割当て
- 接続料の更なる低廉化

MNPワンストップ化の推進

#### プラチナバンド: 10月に割当て 4.9GHz带 : 年度内E

ータ接続料:約3割漏

※4 MVNO:仮想移動通信事業者(Mobile Virtual Network Operator)の略称。移動通信サービスに係る無線局を自ら開設・運用せず他社から借り受けることで、移動通信サービスを提供する電気通信事業者



実施状況のフォローアップに加え、更なる競争促進化策の検討を開始(来年夏を目途に取りまとめ)

### 省エネルギー設備への更新のための補助金

(省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金、省エネルギー投資促進 令和5年度補正予算額1.160億円※国庫債務負担行為要求額2.325億円 支援事業費補助金)

経済産業省

施策の目的

本事業では、工場・事業場における省エネ性能の高い設備・機器への更新や工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図る取組、脱炭素につながる電 化・燃料転換を伴う設備更新を支援することにより、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。

#### ② 施策の概要

事業者等に対し、工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の事業類型に応じて支援する。また、企業の 複数年の投資計画や、設備の納期遅れ等により単年度での事業実施が困難なことを理由に投資を見送る事業者のニーズに対応するべく、複数年度 にまたがる設備・機器の導入を可能にし、特に中小企業における更なる投資需要を掘り起こす。

### ③ 施策の具体的内容

### 事業類型

- (1)工場・事業場型:工場・事業場全体で、機械設計が伴う設 備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設 備、先進型設備等の導入を支援
- (2) 電化・脱炭素燃転型: 化石燃料から電気への転換や、より 低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を 伴う設備等の導入を支援
- (3)設備単位型:省エネ性能の高いユーティリティ設備、生産 設備等への更新を支援
- (4)エネルギー需要最適化型:エネマネ事業者等と共同で作成 した計画に基づくEMS制御や高効率設備の導入、運用改善を 行うことにより効率的・効果的な省エネ取組について支援

#### 事業スキーム 補助 補助 (定額) (2/3, 1/2, 1/3, 1/4)玉 民間企業 民間企業等

(1)補助率:中小企業1/2以内、大企業1/3以内 (一定 の要件を満たす場合には中小企業2/3以内、 大企業1/2以内)

上限額:15億円(非化石転換設備の場合は20億円)

(2)補助率:1/2以内

上限額:3億円(電化の場合は5億円)

(3)補助率:1/3以内 上限額:1億円

(4)補助率:中小企業1/2以内、大企業1/3以内

上限額:1億円

#### 令和5年度補正予算額580億円

#### ① 施策の目的

本事業では、家庭で最大のエネルギー消費源である給湯分野について、高効率給湯器の導入支援を行い、その普及拡大により、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。

#### ② 施策の概要

消費者等に対し、家庭でのエネルギー消費量を削減するために必要な高効率給湯器の導入に係る費用を補助する。特に、昼間の余剰再エネ電気を活用できる機種等については補助額の上乗せを行うとともに、高効率給湯器導入にあわせて寒冷地の高額な電気代の要因となっている蓄熱暖房機等の設備を撤去する場合には、加算措置を行う。

#### ③ 施策の具体的内容

## 事業スキーム

消費者等に対し、家庭でのエネルギー消費量を削減するために 必要な高効率給湯器の導入に係る費用を補助。

※ 申請手続は、消費者等と契約の締結等を行った民間企業等が行い、 補助金の交付を受け、交付された補助金を消費者等に還元する。



### 補助対象

高効率給湯器(ヒートポンプ給湯機、ハイブリッド給湯機、家庭用燃料電池)が対象。

- ※省エネ法に基づくトップランナー制度における省エネ基準を満たすもの等に限る。
- ※機器・性能毎に一定額を補助。
- ※高効率給湯器の導入と併せて蓄熱暖房機または電気温水器を撤去する場合、 加算補助。

#### ヒートポンプ給湯機(エコキュート)



出所)三菱電機

#### 家庭用燃料電池(エネファーム)



出所)アイシン

### ハイブリット給湯機

出所)リンナイ

### 令和5年度補正予算額1,350億円

#### ① 施策の目的

断熱窓への改修を促進し既存住宅の省エネ化を促すことで、エネルギー費用負担の軽減、健康で快適なくらしの実現及び家庭からのCO2排出削減に貢献するとともに、断熱窓の生産効率向上による関連産業の競争力強化と成長を実現する。

#### ② 施策の概要

既存住宅の早期の省エネ化、くらし関連分野のGXの加速化を図るため、即効性の高い断熱窓への改修を推進する。

### ③ 施策の具体的内容

①既存住宅における断熱窓への改修を促進するため、以下の補助を行う。

既存住宅における断熱窓への改修

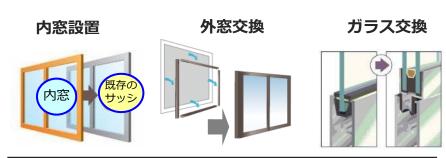
補助額:工事内容に応じて定額(補助率1/2相当等)

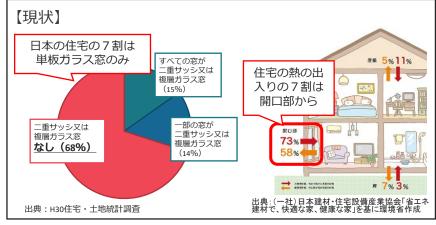
対象:窓(ガラス・サッシ)の断熱改修工事

(熱貫流率(Uw値)1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの)

②本補助事業の運営に必要な、データ管理・分析等の支援を行う。

### 補助事業対象の例





### 令和5年度補正予算額 2.100億円

#### ① 施策の目的

エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯※による高い省エネ性能を有する新築住宅の 取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、 2050年カーボンニュートラルの実現を図る。 ※子育て世帯:18歳未満の子を有する世帯 若者夫婦世帯:夫婦のいずれかが39歳以下の世帯

#### ② 施策の概要

手続き

経済対策

エネルギー価格などの物価高騰下における省エネ投資の下支えとして、子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有 する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等を支援する。

#### 施策の具体的内容

補助対象 高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象(事業者が申請) ※経済対策閣議決定日(令和5年11月2日)以降に、新築は基礎工事より後の工程の工事に、リフォームはリフォーム工事に着手したものに限る(交付申請までに事業者登録が必要)。 子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築 住宅のリフォーム\*1 補助額 対象工事 補助額 対象住宅 ①長期優良住宅 ①100万円/戸 ① 住宅の省エネ改修 リフォーム工事内容に応じて定める額※ ②ZEH住宅 ② 80万円/戸 ・子育で世帯・若者夫婦世帯: 上限30万円/戸 (強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に 適合するもの) ただし、以下の(i)かつ(ii)に該当 :上限20万円/戸 ② 住宅の子育て対応改修、 ・その他の世帯 する区域に立地している住宅 ※ 対象となる住宅の延べ面積は、50㎡以上240㎡以下とする。 バリアフリー改修、空気清 は原則半額 ※子育て世帯・若者夫婦世帯が既存住宅購入を伴う場合は、 ※ 土砂災害特別警戒区域又は災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区 (i) 市街化調整区域 域と重複する区域に限る)に立地している住宅は原則除外とする。 上限60万円/戸 浄機能・換気機能付きエ (ii) 土砂災害警戒区域又は浸 ※「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地 ※長期優良リフォームを行う場合は、 水想定区域(洪水浸水想定 アコン設置工事等 すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区 ・子育て世帯・若者夫婦世帯:上限45万円/戸 区域又は高潮浸水想定区域 域)内」で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1000㎡超の開 (①の工事を行った場合に限る。)\*2 その他の世帯 :上限30万円/戸 における浸水想定高さ3m 発によるもので、都市再生特別措置法に基づき立地を適正なものとするために行われた市 以上の区域に限る) 町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅は原則除外とする。

年度末 (予算上限に達するまで 閣議決定 (住宅の規模に応じて、 開始 開始 補助額以上の (R7.3)(遅くともR6.12末まで) (R5.11.2) 遅くともR9.2末まで) 出来高があること 事業者登録 交付申請 補助金交付 完了報告 ※1 新築は基礎工事より後の工程の工事への着手、リフォームはリフォーム工事への着手 ※2 完了報告期限までに省エネ住宅の新築工事全体が完了していない場合は、補助金返還の対象

申請受付

\* 1「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業」(環境省)、「高効率給湯器の導入を促進する家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」(経済産業省)及び「既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事 業」(経済産業省)(\*2において「3省連携事業」という。)とのワンストップ対応を実施

交付申請期限

\*2 3省連携事業により住宅の省エネ改修を行う場合は、①の工事を行ったものとして②の工事のみでも補助対象とする

事業者登録

完了報告期限※2

#### 経済産業省

#### 令和5年度補正予算額1291億円

#### ① 施策の目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、環境性能に優れたクリーンエネルギー自動車の普及が重要です。また、国内市場における電動車の 普及をてこにしながら、自動車産業の競争力強化により海外市場を獲得していくことも重要です。電気自動車等の導入費用を支援することで、産業競 争力強化と二酸化炭素排出削減を図ることを目的とします。

#### ② 施策の概要

導入初期段階にある電気自動車や燃料電池自動車等について、購入費用の一部補助を行います。 これにより初期需要の創出や量産効果による価格低減を促進するとともに、需要の拡大を見越した企業の生産設備投資・研究開発投資を促進します。

#### ③ 施策の具体的内容

#### 車両購入補助

(自家用乗用車の補助例)

● 対象:電気自動車(EV)

プラグインハイブリッド車 (PHEV) 燃料電池自動車 (FCV)

然科電池日勤単(FCV) 等

の購入費の一部

● 主な補助上限額(令和5年度当初予算の例)

電気自動車(軽自動車を除く)上限85万円

軽電気自動車 上限55万円

プラグインハイブリッド車 上限55万円

燃料電池自動車 上限255万円





## 民間企業等

補助 (定額)

購入者等

#### ※補助対象例



電気自動車 (EV)



軽電気自動車 (軽EV)



プラグインハイブリッド自動車 (PHV)



燃料電池自動車 (FCV)



電動二輪

※上記は令和5年度当初予算の例であり、令和5年度補正予算における 詳細な要件等は検討中。

### 令和5年度補正予算額 400億円

#### ① 施策の目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、環境性能に優れたクリーンエネルギー自動車の普及が重要です。車両の普及と表裏一体にある充電・水素充てんインフラの整備を全国各地で進めることを目的とします。さらには、災害による停電等の発生時において、電動車は非常用電源として活用可能であり、電動車から電気を取り出すための外部給電機能を有するV2H充放電設備や外部給電器の導入を支援します。

#### ② 施策の概要

(1) 充電インフラ整備事業等

電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の充電設備の購入費及び工事費や、V2H充放電設備の購入費及び工事費、外部給電器の購入費を補助。 (2)水素充てんインフラ整備事業

燃料電池自動車等の普及に不可欠な水素ステーションの整備費及び運営費を補助。

#### ③ 施策の具体的内容

#### (1) 充電インフラ整備事業等

● **対象**:急速充電器・普通充電器の<u>購入費</u> 及び工事費、

> V2H充放電設備の<u>購入費</u>及び<u>工事</u> 費、外部給電器の購入費

- 補助率(令和5年度当初予算の例)
- ①充電インフラ

《経路充電(高速道路・道の駅等)》 《目的地充電(商業施設・宿泊施設等)》 《基礎充電(集合住宅・職場等)》

購入費:定額、1/2 工事費:定額

- ※設置場所、設置する充電器の出力(kW)等に応じて、補助率、上限額や要件が異なる。
- ②V2H充放電設備

購入費: 1/2 工事費: 定額

③外部給電器 購入費: <u>1/3</u>

#### (2) 水素充てんインフラ整備事業

- 対象:水素供給設備の整備費及び運営費
- 補助率(令和5年度当初予算の例)

《大規模》500Nm3/h以上

《中規模》50~500Nm3/h

《小規模》50Nm³/h未満

整備費: 2/3、1/2、運営費2/3

※設備規模、供給能力、供給方式等によって補助率、 補助上限金額が異なる。





民間団体等



購入者、 設置事業者等

#### ※補助対象例



急速充電器



普通充電器(スタンド型)



普通充電器(コンセント型)



V2H充放電設備



水素ステーション

※上記は令和5年度当初予算の例であり、令和5年度補正予算における詳細な要件等は検討中。

【制度・規制改革】

#### ① 施策の目的

挑戦意欲がある中小企業の経営改善や再生支援を加速していくべく、関係機関が一丸となり経営改善・再生支援を進める。

#### ② 施策の概要

経営改善、債務減免を含めた事業再生、再チャレンジを支援するため、新たに、「挑戦する中小企業の経営改善・再生支援強化会議」を設置し、2024年度内に、関係省庁が連携して再生支援の総合的対策を検討し、とりまとめる。

#### ③ 施策の具体的内容

挑戦意欲がある中小企業の経営改善や再生支援を加速すべく、関係者一丸となって経営改善・再生支援を進められるよう、関係省庁と連携して「再生支援の総合的対策」を年度内に策定する。

具体的には、11月6日、「挑戦する中小企業の経営改善・再生支援強化会議」を開催し、関係機関とともに以下の点について議論。今後、検討の上、対策の具体化を図っていく。

- 信用保証協会が主体的に動くことで、保証先等を早期に中小企業活性化協議会につなぐ方策。
- 「早期経営改善計画策定支援事業」について、税理士や中小企業診断士などに加えて、民間金融機関にも、一定の条件の下で、中小企業が計画策定支援を依頼できるようにする見直しの時限的実施。
- 中小企業活性化協議会を活用した地方における再生人材を育成していくための方策。
- 公租公課の一括納付に伴う課題解決や、中小企業活性化協議会・事業承継・引継ぎ支援センター・よろず支援拠点の3機 関連携の促進による事業者の早期相談の後押しに向けた検討。

## 《参考》中小企業活性化協議会の事業スキーム



【制度・規制改革】

#### ① 施策の目的

挑戦意欲がある事業者に対して、早期の計画策定を通じた経営改善を加速する。

#### ② 施策の概要

民間金融機関が早期の経営改善を図る計画の策定に積極的に関与していくことに対し、時限的な支援を行い、迅速な経営改善を後押ししていく。

#### ③ 施策の具体的内容

2024年2月から、「早期経営改善計画策定支援事業」について、税理士や中小企業診断士などに加えて、民間金融機関にも、 一定の条件の下で、中小企業が計画策定支援を依頼できるようにする見直しを時限的に実施する。

## 《参考》早期経営改善計画策定支援のスキーム



### 令和5年度補正予算額71億円

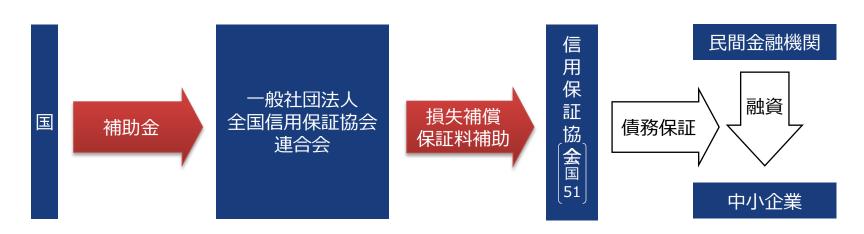
#### ① 施策の目的

保証料上乗せにより経営者保証の提供を選択できる信用保証制度の創設により積極的な投資促進、中小企業の資金繰りの円滑化を図ることを目的とする。

#### ② 施策の概要

全国51ある信用保証協会による信用保証制度において、経営者保証改革を進めるにあたり、保証料上乗せにより経営者保証の提供を選択できる新制度の構築に際し、信用保証料の補助を行うと共に、信用保証協会の損失の一部補填に係る措置を行う。

#### ③ 施策の具体的内容



※新制度の活用を促す観点から制度創設後3年間に限り信用保証料の補助を行うこととし、その補助については、制度創設1年目は0.15%分の補助、制度創設2年目は0.1%分の補助、制度創設3年目は0.05%分の補助と段階的に引き下げることで早期の利用を促す。

【制度・規制改革】

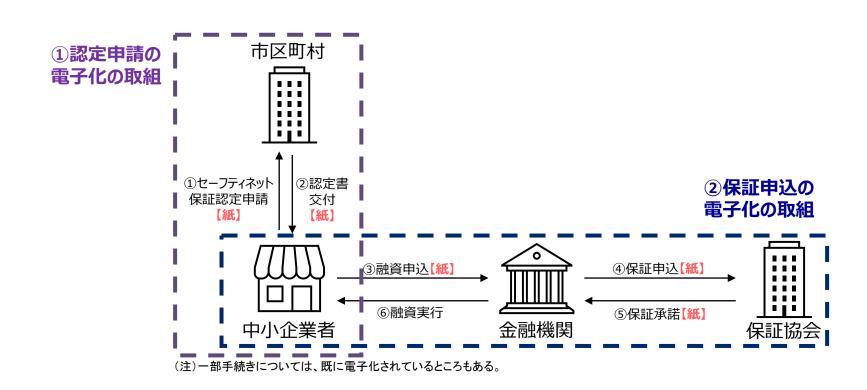
#### ① 施策の目的

信用保証協会への保証申込や一部の信用保証申込時に必要な地方自治体による認定のための申請の電子化を通じて中小企業の資金繰り改善を目的とする。

#### ② 施策の概要

保証審査期間短縮を通じた中小企業の資金繰り改善につなげるため、信用保証協会への保証申込の電子受付拡大に向けた工程表を作成するとともに、一部の信用保証申込時に必要となる地方自治体による認定のための申請の電子化も促進する。

#### ③ 施策の具体的内容



### 簡易で即効性がある省力化支援に向けた中小企業等事業再構築促進事業の再編

### 令和5年度補正予算額 1,000億円(中小企業等事業再構築促進基金の活用等を含め総額5,000億円)

### ① 施策の目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

### ② 施策の概要

IoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

#### ③ 施策の具体的内容

枠	補助上限額	補助率
	従業員数5名以下 200万円(300万円)	
省力化投資枠 (カタログ型)	従業員数6~20名 500万円(750万円)	1/2
	従業員数21名以上 1000万円(1500万円) ※賃上げ要件を達成した場合、() 内の値に補助上 限額を引き上げ	1/2

カタログを通じた汎用製品(IoT、ロボット等)の導入支援イメージ(ベンダーによる機器等の導入における設定等のサポートを想定)

・無人搬送ロボット



・検品・仕分けシステム



著作者:macrovector/出典:Freepik

icon\_2318671.htmlguery=%E6%496%E5%93%81%E8%A3%85%E7%BD%A E&position=31&from\_view=search&track=ais

#### 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

### 令和5年度補正予算額1,000億円(国庫債務負担含め総額3,000億円)

#### ① 施策の目的

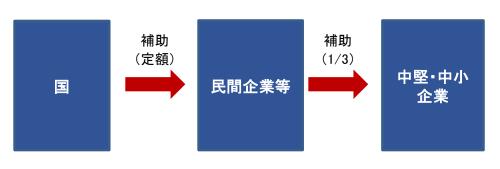
地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方においても持続的な賃上げを実現する。

#### ② 施策の概要

中堅・中小企業が、持続的な賃上げを目的に、足元の人手不足に対応するための省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行う。

#### ③ 施策の具体的内容

#### <事業スキーム>



- 補助上限額 50億円
  - ※投資下限額は10億円
  - ※コンソーシアム形式により参加企業の投資額の合計 が10億円以上となる場合も対象(ただし、一定規模以 上の投資を行う中堅・中小企業がいる場合に限る。)

#### <大規模成長投資のイメージ>

## 製造業



生産工程の 抜本的改革

## 卸売業



最新設備を導入した 物流センター

## 生産性向上に向けた設備投資等の費用を助成する「業務改善助成金」

厚生労働省

#### 令和5年度補正予算額 180億円

### ① 施策の目的

最低賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取組を支援する。

#### ② 施策の概要

生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。

#### ③ 施策の具体的内容

### 【助成スキーム】





設備投資 等の計画



設備投資等に 要した費用の 一部を助成

### 【助成対象】

- ・中小企業事業者であること
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること

## 【助成率】()内は生産性要件を満たした事業場の場合

900円未満	900円以上950円未満	950円以上	
9/10	4/5(9/10)	3/4(4/5)	

### 【助成上限額】(カッコ内は事業場規模30人未満の事業者)(単位:万円)

引き上げる 労働者数	引上げ額			
	30円	45円	60円	90円
1人	30(60)	45(80)	60(110)	90(170)
2~3人	50(90)	70(110)	90(160)	150(240)
4~6人	70(100)	100(140)	150(190)	270(290)
7人以上	100(120)	150(160)	230	450
10人以上(※)	120(130)	180	300	600

(※)事業場内最低賃金が950円未満の事業者、コロナの影響により売上高等が 15%減少した事業者又は物価高騰等により利益率が3%ポイント以上低下した 事業者のいずれか

### 【実施主体等】

厚生労働省(都道府県労働局) 中小企業等

補助率

中小: 1/2%、小規模・再牛: 2/3

#### 中小企業生産性革命推進事業

#### 令和5年度補正予算額 2,000億円

#### ① 施策の目的

生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援し、将来の成長を下支えする。

#### ② 施策の概要

生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、国内外の販路開拓、事業承継・引継ぎを補助し、切れ目なく継続的に、成長投 資の加速化と事業環境変化への対応を支援する。

ものづくり補助金

申請類型

### ③ 施策の具体的内容

- ●ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業 (ものづくり補助金) 中小企業等が行う、革新的な製品・サービスの開発、生産 プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援する。
- ●小規模事業者持続的発展支援事業(持続化補助金) 小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路 開拓等の取組を支援する。
- ●サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金) 中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率 化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制 度への対応等に向けたITツールの導入を支援する。
- ●事業承継・引継ぎ支援事業(事業承継・引継ぎ補助金) 事業承継・M&A・グループ化後の新たな取組(設備投資、 販路開拓等)や、M&A時の専門家活用費用等を支援する。

補助 (定額) (1/2、2/3等)

民間 団体等



①省力化(オーダーメイ		-メイド) 枠	750万円~8,000万円(1,000万円~1億円)		※1,500万円までは1/2、1500万円を超 える部分は1/3
	②製品・サービス高	通常類型	750万円~1,250万円(850万円~2,250万円)		中小: 1/2%、小規模·再生: 2/3 ※新型コロナ回復加速化特例2/3
付加価値化枠		成長分野進出類型 (DX・GX)	1,000万円~2,500万円(1,100万円~3,500万円)		2/3
	③グローバル枠		3,00	0万円(4,000万円)	中小:1/2、小規模:2/3
				幅な賃上げに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上 額( )については、特例適用時の上限額。	限額を100~2,000万円上乗せ(※新
持続化補助金	①通常枠、②賃金引上げ枠、③卒業枠、 ④後継者支援枠、⑤創業枠			①: 50万円(100万円) ②~⑤: 200万円(250万円)	2/3 ※②のうち赤字事業者は3/4
	⇒インボイス特例: 1 例適用時の上限額		<b>一事業</b>	- 者に転換する小規模事業者は、一律50万円上乗せ。(	①~⑤の補助上限額()については、特
IT導入補助金	\Z\44h.			ITツールの業務領域が1~3まで :5万円~150万円未満	1/2
	通常枠			ITツールの業務領域が4以上 :150万円~450万円以下	1/2
	複数社連携IT導入枠		①インボイス対応類型の対象経費と同様 ②50万円×グループ構成員数 ①+②合わせて~3,000万円	①インボイス対応類型と同様 ②2/3	
	インボイス枠	インボイス対応類型		インボイス制度に対応する以下のITツール 【会計・受発注・決済ソフト】: ①50万円以下、② 50万円超~350万円 【PC・タブレット等】: ~10万円 【レジ・券売機】: ~20万円	【会計・受発注・決済ソフト】: ①中小企業:3/4、小規模事業者: 4/5 ②2/3 【PC・タブレット等】:1/2 【レジ・券売機】:1/2
		電子取引類型		~350万円	中小企業: 2/3 大企業: 1/2
	セキュリティ対策推進枠			5万円~100万円	1/2
事業承継・引継ぎ 補助金		①創業支援類型 ②経営者交代類型③M&A	類型	~800万円	1/2~2/3
		①買い手支援類型 ②売り手支援類型		~600万円	1/2~2/3
	廃業・再チャレンジ枠			~150万円	1/2~2/3
					23

補助上限額

補助

国土交通省

#### 令和5年度補正予算額 1. 0億円

#### ① 施策の目的

適切な賃金支払いのためには、労務費が請負契約の中で適切に確保されること、さらに現場の技能労働者への賃金行き渡り が適切に確保されることが必要であり、それらを担保する措置を講じていくことが必要。

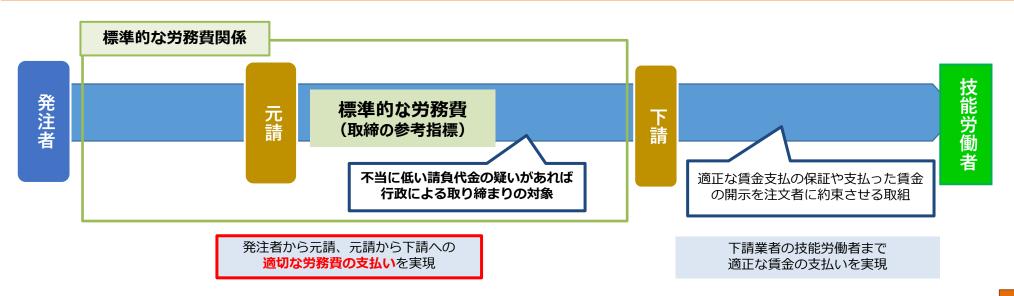
#### ② 施策の概要

建設技能者への適切な水準の賃金支払いを確保するため、労務費が適正に確保されるよう、持続可能な建設業に必要な「標準的な労務費」の策定に向けた調査を実施。

#### ③ 施策の具体的内容

※ 取組のイメージ

「標準的な労務費」を著しく下回る積算での請負契約に対し、行政から指導・勧告等を行い、賃金を支払う下請業者まで適正な労務費を確保。



#### 令和5年度補正予算額581億円

#### ① 施策の目的

• 医療・介護・障害福祉分野の賃上げが低水準であることを踏まえ、必要な人材を確保するため、令和6年の民間部門における 春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、看護補助者の処遇改善及び介護職員、障害福祉職員の更なる処遇改善を行う。

#### ② 施策の概要

看護補助者、介護職員、障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を月額平均 6,000円相当引き上げるための措置を実施するために必要な経費を都道府県に交付する。

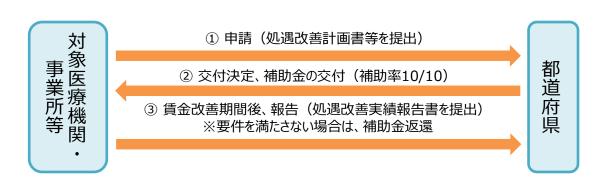
### ③ 施策の具体的内容

- ■対象期間 令和6年2月~5月の賃金引上げ分(以降も、別途賃上げ効果が継続される取組みを行う)
- ■補助金額 対象医療機関・事業所等の看護補助者、介護職員、障害福祉職員等(常勤換算)1人当たり月額平均6,000円の賃金引上げに相当する 額
- ■対象職種 医療: 看護補助者(看護補助者として以下の業務に専ら従事する者)であって、診療報酬の算定対象となる者

看護師長及び看護職員の指導の下に行う、原則として療養生活上の世話(食事、清潔、排泄、入浴、移動等)、病室内の環境整備やベッドメーキングのほか、病棟内における看護用品及び消耗品の整理整頓、看護職員が行う書類・伝票の整理及び作成の代行、診療録の準備等の業務

介護:介護職員(事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。)

障害:福祉·介護職員(事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。)



### 令和5年度補正予算額5.4億円

#### ① 施策の目的

いわゆる「年収の壁」を意識せず本人の希望に応じて可能な限り労働参加できる環境づくりの後押しを通じて、現在の賃上げの流れを短時間労働者 にも波及させ、急務となる人手不足への対応を行う。

### ② 施策の概要

106万円の壁への対応(キャリアアップ助成金のコースの新設、社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外)、130万円の壁への対応(事業主の証 明による被扶養者認定の円滑化)、配偶者手当への対応(企業の配偶者手当の見直し促進)を行う。これらについて、労働者や企業等からの照会に 対応するコールセンター等を設置し、各種相談にワンストップで対応。

#### ③ 施策の具体的内容

## 106万円の壁への対応

#### ◆キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金のコースを新設し、

短時間労働者が被用者保険(厚生年金保険・健康保険)の適用による 手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、**労働者の収入を** 増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万 **円の支援**を行う。なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化。

労働者の収入を増加させる取組については、賃上げや所定労働時間の 延長のほか、被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当(社 会保険適用促進手当) として、支給する場合も対象とする。

#### ◆社会保険適用促進手当

事業主が支給した**社会保険適用促進手当については、** 適用に当たっての労使双方の保険料負担を軽減するため、新たに発生 した本人負担分の保険料相当額を上限として被保険者の標準報酬の算 定において考慮しない。

## 130万円の壁への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者認定基準(年収130万円)について、 労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶 養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による 迅速な判断を可能とする。

## 配偶者手当への対応

◆企業の配偶者手当の見直しの促進

特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが 進むよう、

- (1) 見直しの手順をフローチャートで示す等 わかりやすい資料を作成・公表した。
- (2) 中小企業団体等を通じて周知する。

このほか、労働者や企業等からの照会に対応するコールセンター等 を設置し、各種相談にワンストップで対応。(5.4億円)

#### 令和5年度補正予算額 12億円

#### ① 施策の目的

人手不足等が進展する我が国において、働く人がキャリアを形成する上で直面する、家事負担の軽減等は企業における多様な人材の活躍を後押しする観点から重要。そのため、企業における家事支援サービスの導入実証等を実施し、多様な人材の活躍に向けた環境整備を行うことを目的とする。

#### ② 施策の概要

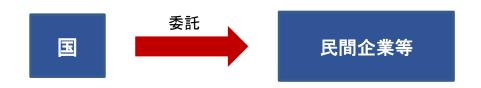
- (1) 家事支援サービス福利厚生導入実証
  - 家事支援サービスの利用機会を従業員に対して提供しようとする中小企業等の取組みに関する実証事業を行う。
- (2)キャリア形成に資するサービスの企業等における導入環境構築のための実証
- キャリア形成に資するライフデザイン支援といったサービスの企業等における導入環境構築のための実証を行う。

#### ③ 施策の具体的内容

(1)家事支援サービス福利厚生導入実証



(2)キャリア形成に資するサービスの企業等における導入環境構築のための実証



#### 厚生労働省

#### 令和5年度補正予算額 制度要求

#### ① 施策の目的

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者(以下「有期雇用労働者等」)といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化の取組を実施した事業主に対して助成。

#### ② 施策の概要

就業規則等に規定した制度に基づき、非正規雇用労働者を正社員(多様な正社員(勤務地・職務限定正社員、短時間正社員)を含む)転換又は直接雇用した場合にキャリアアップ助成金(正社員化コース)を助成する。

#### ③ 施策の具体的内容

- ▶ 正社員化のさらなる促進のため、助成額を見直す(1)。
- ▶ 有期雇用期間が長期化している非正規雇用労働者に対する正社員化を支援するため、支給要件の緩和を図る(2)。
- ▶ 正社員化に新たに取り組む事業主に対する支援を強化するため、正社員 転換制度の導入に係る加算措置を新設する(3)。
- ▶ 正社員化に当たり、「多様な正社員」の選択が可能となるよう、多様な 正社員制度の導入に係る支援を拡充する(4)。

#### (1) 助成金の金額(1人当たり)

企業規模	現 行	拡 充
中小企業	57万円	80万円
大 企 業	42万7,500円	60万円

※ 現行:1期(6か月)で57万円助成

拡充後: 2期(12か月)で80万円助成(1期あたり40万円)

- ※ 有期→正規の場合の助成額。無期→正規の場合は上記の半額。
- ※ 1人目の正社員転換時には、(3)または(4)の加算措置あり。
- ※ 国(都道府県労働局)で支給事務を実施。

#### (2) 対象となる有期雇用労働者等の要件緩和(拡充)

対象となる有期雇用労働者等の 雇用期間	現行	拡 充
	6か月以上3年以内	6か月以上

<sup>※</sup> 有期雇用期間が通算5年を超えた有期雇用労働者は、転換前の雇用形態を無期雇用労働者とみなし、 「無期→正規」として助成対象とする。

#### (3) 正社員転換制度の規定に係る加算措置(新設)

正社員転換制度を新たに規定し、当該 雇用区分に転換等した場合 20万円 1人目(1事業所当たり加算額(1事業所当たり1回のみ))

20万円 (大企業 15万円) コ人目の転換時に(1)+(3)で 合計100万円 (大企業75万円) 助成

※「無期→正規」の転換制度を新たに規定した場合も同額を加算。

#### (4) 多様な正社員制度の規定に係る加算措置(拡充)

現行 拡充
「勤務地限定・職務限定・短時間正 社員」制度を新たに規定し、当該雇 用区分に転換等した場合 (1事業所当たり加算額(1事業所当たり1回のみ)) (大企業 7万1,250円) (大企業 30万円) (大企業90万円) 助成

#### 令和5年度補正予算額 0.7億円

#### ① 施策の目的

非正規雇用労働者等が働きながらでも学びやすく、自らの希望に応じた柔軟な日時や実施方法による職業訓練を受講できるような仕組を構築し、非正規雇用労働者等のリ・スキリングの支援を行うことを目的とする。

#### ② 施策の概要

在職中の非正規雇用労働者等の受講を前提とした様々な受講日程、実施手法等の職業訓練を試行的に実施することにより、非正規雇用労働者等のキャリアアップに効果的な職業訓練の検証を行う。

#### ③ 施策の具体的内容

試行事業の内容

#### ア 対象者

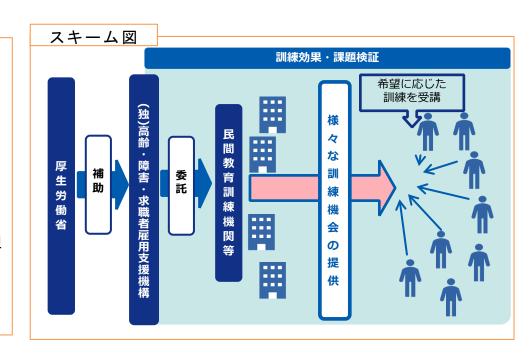
主に非正規雇用労働者

#### イ 実施方法等

受講継続等に効果的であるスクーリング形式と、場所や時間を問わず 受講しやすいオンライン(オンデマンド、同時双方向)形式を効果的に組 み合わせて実施することを想定。

#### ウ 受講継続等の支援策

実施機関において、受講継続勧奨や学習の進捗状況に応じた支援を担当制で行う学習支援者の配置等を実施。



#### 令和5年度補正予算額 金融庁 1.8億円

#### ① 施策の目的

「成長と分配の好循環」の実現のため、資産所得倍増プランやコーポレートガバナンス改革に続き、インベストメントチェーンの残されたピースとして、家計金融資産等の運用を担う資産運用業とアセットオーナーシップの改革を図ることを通じて、我が国経済の成長と国民の資産所得の増加に繋げていく。

#### ② 施策の概要

資産運用立国の実現に向け、資産運用会社・アセットオーナーの運用力向上やガバナンス改善・体制強化、新規参入支援などの環境整備を行う。そのための政策プランを年内に策定する。

#### ③ 施策の具体的内容



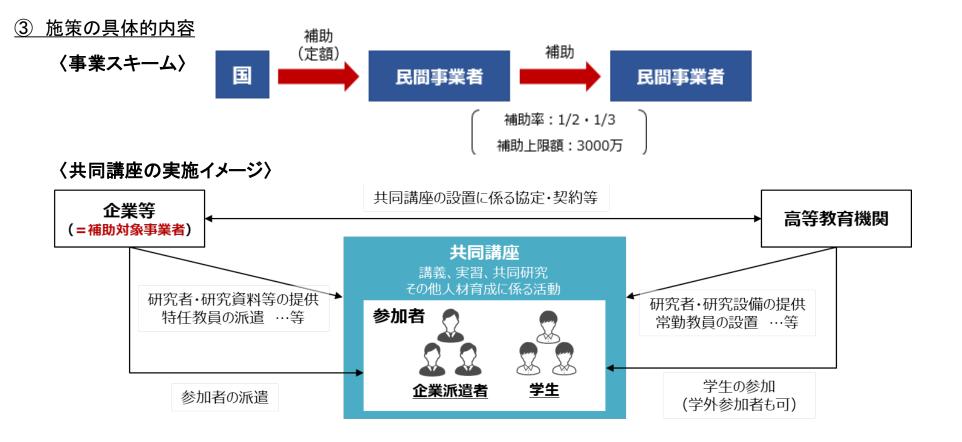
#### 令和5年度補正予算額3.5億円

#### ① 施策の目的

「人への投資」の抜本強化のため、企業の求める人材を高等教育機関において育成する環境を整備し、もって、産業界のニーズに即した 人材育成の加速化を図ることを目的とする。

#### ② 施策の概要

企業等が、大学・高等専門学校等の高等教育機関において、自社が必要とする専門性を有する人材の育成を図るための共同講座を設置することを支援する。また、リスキリングと処遇の連動を推進するため、共同講座によるリスキリングの成果を処遇に反映する場合には、補助率を1/3から1/2に引き上げる。



#### 令和5年度補正予算額 制度要求

#### <u>① 施策の目的</u>

DXの進展が加速する中、デジタル分野における職業訓練コースの設定の促進を図り、デジタル推進人材を育成する。

#### ② 施策の概要

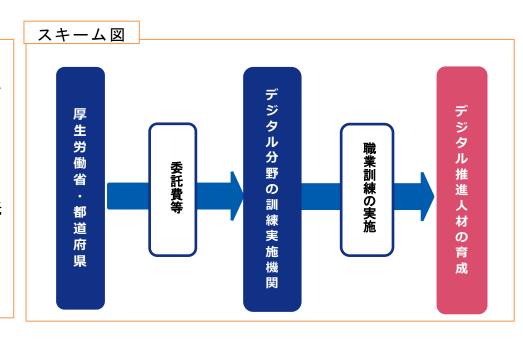
公共職業訓練(委託訓練)及び求職者支援訓練を実施する民間教育訓練機関に対してデジタル分野の訓練コースの委託費等の 上乗せを拡充することにより、デジタル推進人材の育成を行う。

#### ③ 施策の具体的内容

#### 上乗せの対象

公共職業訓練(委託訓練)及び求職者支援訓練を実施している民間教育訓練機関に対して支払う委託費等について、経済産業省・独立行政法人情報処理推進機構が定めた「DX推進スキル標準」に対応したデジタル分野の訓練コースを新たに委託費等の上乗せの対象とする。

- ※ 現在、デジタル分野の訓練については、通常の委託費等に加え、資格 取得率等が一定割合以上の場合や企業実習を組み込んだ場合に、委託 費等を上乗せしている。
- ※ 令和8年度末までの時限措置



経済産業省

令和5年度補正予算額97億円

#### ① 施策の目的

構造的な賃上げの実現に向けて、リスキリング及び企業間・産業間の労働移動の円滑化を一体的に進め、持続的な成長と分 配の好循環の達成を目指します。

### ② 施策の概要

個人に対して、キャリア相談、リスキリング、転職までを一体的に支援する仕組みを整備すべく、これらに要する費用を民間事 業者等に対して補助します。

#### ③ 施策の具体的内容



補助対象となる事業

本補助金の対象となる事業(補助事業)は、以下の①~④の全てを含む事業とします。



在職者

①キャリア相談対応

支援を受ける個人が、民間の専 門家(キャリアコンサルタント等) に自らのキャリアについて相談 し、これまでのキャリアの棚卸し、 本支援を通じて目指すキャリア ゴールの設定、スキルの棚卸し、 リスキリング講座の検討等につ いて相談を受けられる体制を構 築した上で、個人に対する相談 対応を行う取組

#### ②リスキリング提供

支援を受ける個人に対する キャリア相談対応等を踏まえ、 リスキリング講座を提供する 取組

#### ③転職支援

転職

支援を受ける個人に対する キャリア相談、リスキリング講座 の受講等を踏まえて、転職に 向けた伴走支援や職業紹介を 行う取組

## 4フォローアップ

支援を受けた個人の転職後の フォローアップとして、 転職後1年間の転職先での 継続的な就業や転職に伴う 賃金上昇の確認等を行う取組

#### 令和5年度補正予算額24億円

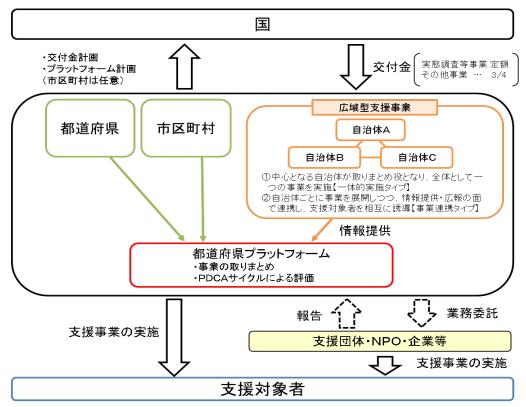
#### ① 施策の目的

リ・スキリングによる能力向上支援等を推進する観点及び包摂社会の実現の観点から、配慮すべき様々な事情を抱える方もおられる就職氷河期世代への支援においては、地域の実情に応じた就労支援等の充実がますます重要な課題となっていることから、 就労支援等に緊急的・重点的に取り組む地方公共団体を支援する必要がある。

#### ② 施策の概要

地域における就職氷河期世代の実態やニーズを踏まえ、地域の関係機関と連携し、先進的・積極的に就職氷河期世代への支援に取り組む地方公共団体を支援する。

#### ③ 施策の具体的内容



#### ○ 事業ごとに重要業績評価指標(KPI)を設定。その達成状況を事業年度ごとに効果検証、計画期間終了後に 事後評価。

#### 事業メニュー(交付金対象例)

- ○地域における就職氷河期世代の実態・ニーズ等に係る調査、支援事業の効果検証
- 〇伴走型支援の実施
  - ・個別相談、研修、職場実習、合同企業説明会、就職後のフォローアップ等、 就職前後の一貫した支援を地域の創意工夫を活かして実施
- ○資格取得支援、知識・技術の習得に向けたセミナー・研修等(リ・スキリング)
- 〇就職氷河期世代のための総合的なオンライン相談窓口の開設
- ○多様な働き方や社会参加の場の創出
- ・就労経験が少ない方、長期にわたり就労していない方と短時間業務(マイクロワーク) を提供する企業とのマッチング
- ・ひきこもりがちの方に対する居場所の整備・提供 等
- 〇社会参加や就労に向けた活動のネックとなる経済的負担の軽減
- ・広域移動時の交通費の支給、奨学金の返還支援等
- ○他の国庫補助金等の対象となっている事業の充実・強化 等
  - ・補助対象範囲を超えた相談員の配置や支援人材養成研修の開催
  - ・地方公共団体等独自の事業について、就職氷河期世代支援のための拡充
  - ・正規雇用化に向けた雇用関連助成金の上乗せ 等

令和5年度補正予算額 200億円

#### 1 施策の目的

観光需要の拡大、収益・生産性向上等の実現を図り、地域・産業の「稼ぐ力」の回復・強化を図る。

### ② 施策の概要

宿泊施設、観光施設等の改修、廃屋撤去、面的DX化などの取組の支援について、計画的・継続的に支援する。

### ③ 施策の具体的内容

## ① 地域計画の作成支援

※ 自治体・DMO等の地域を代表する団体等が作成

観光地の再生・高付加価値化プラン(地域計画)の作成に向け、

〇再生・高付加価値化のコンセプトづくり、〇地域の合意形成、〇個別施設の改修等の事業の内容の磨き上げ、〇資金調達などの点について、<u>地域の取組を国が支援</u>(専門家派遣等、伴走支援の実施)

### ② 地域計画に基づく主な事業支援

#### 宿泊施設の高付加価値化改修

観光地の面的再生に資する 宿泊施設の改修支援

補助上限1億円(補助率原則1/2(※))

※投資余力の乏しい事業者について、一定の 条件を満たしたものについては補助率2/3



#### 廃屋撤去

観光地の景観改善等に資する廃屋の撤去支援 補助上限1億円(補助率1/2)





#### 観光施設の改修等

- ・観光地の面的再生に資する 土産物店や飲食店等の改修支援 補助上限最大2000万円(※) (補助率1/2)
- ※面的DX化に参加する場合、 それ以外は補助上限1000万円
- ・公的施設への観光目的での改修支援

補助上限2000万円(補助率1/2)



#### 面的DX化

観光地の面的再生に資する 面的DX化支援

補助上限最大5000万円(※) (補助率1/2)

※面的DX化の効果等が特に大きい場合、 それ以外は補助上限2000万円







#### 令和5年度補正予算額50億円

#### ① 施策の目的

観光客の受け入れと住民の生活の質の確保を両立しつつ、持続可能な観光地域づくりを実現するには、地域自身があるべき姿を描いて、地域の実情に応じた具体策を講じることが有効であり、こうした取組に対し総合的な支援を行う。

#### ② 施策の概要

オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けて、住民を含めた地域の関係者による協議の場の設置、協議に基づく計画策定や取組に対する包括的な支援を実施。

### ③ 施策の具体的内容

### 事業イメージ



手ぶら観光

#### 【受入環境の整備・増強】



ゴミ対策



交通の対応力強化

#### 【需要の適切な管理】



パークアンドライドの実施

#### 【需要の分散・平準化】



混雑状況の可視化

#### 【マナー違反行為の防止・抑制】



看板・デジタルサイネージの設置

# 【地域住民と協働した観光振興】



地域における協議

#### 令和5年度補正予算額 215億円

#### ① 施策の目的

農林水産物・食品の輸出額の拡大(2025年に2兆円、2030年に5兆円)

#### ② 施策の概要

JETRO等を通じた輸出先の多角化に向けた販路開拓を支援するとともに、マーケットインの発想に基づき、都道府県やJA、地域商社等の地域の関係者が一体となって、大規模輸出産地の育成、産直港湾も活用した農林水産物・食品の輸出の支援を行う。引き続き、輸出先国・地域への働きかけを通じ、輸出証明書の電子発行の拡大など利便性向上に向けた取組を推進する。

#### ③ 施策の具体的内容

#### 国内産地·事業者

#### グローバル産地生産流通基盤強化 緊急対策事業 (74億円)

- ・ 地域の関係者からなる輸出推進体制を組織化し、輸出向け生産・流通体系への転換を図る大規模輸出産地のモデル形成を支援
- ・ GFPを活用した新たなマーケットを対象とする 輸出産地セミナー、輸出業者の掘り起こし活 動等を実施
- ・輸出先国等の規制・条件に 対応した施設の新設及び改修 や機器の整備、品目別の状況 に応じた取組等を支援



#### 流通

#### マーケットイン輸出ビジネス拡大緊急支援事業 (60億円)

- 品目団体が、品目ごとに生産から販売までの業界関係者を取りまとめオール ジャパンで行う、輸出力の強化に向けた取組を支援
- ・ 品目団体等と連携した輸送に係るリスク管理の推進 のための取組を実施
- ・ JETROによる海外見本市への出展等の商流構築 のための取組や、JFOODOによる現地消費者向けブロモーション等の需要開拓のための取組等を支援



#### 輸出物流構築緊急対策事業 (4.5億円)

- · 輸出物流構築に向けたモデル実証にかかる支援
- ・ 輸出物流構築に必要な施設確保、 設備・機器の導入にかかる支援



#### 農産物等輸出拡大施設整備事業(55億円)

・ 国産農産物等の輸出の拡大に必要な集出荷貯蔵施設等の産地基幹施設やコールドチェーン対応卸売市場施設等の整備を支援

#### 輸出環境整備緊急対策事業 (9.6億円)

・輸出先を多角化していくため、輸出先国の規制に対応した畜水産モニタリング検査や残留農薬基準値設定の申請、HACCP等対応施設の認定加速化等の取組を支援するほか、海外での品種登録出願や模倣品対策等を支援

#### 輸出先国·地域

#### 輸出ターゲット国における輸出 支援体制の確立緊急対策 (12億円)

主要な輸出先国・地域において、 在外公館やJETRO海外事務所 等を主メンバーとする輸出支援プ ラットフォームを設置・運営し、都 道府県や品目団体等と連携しつ つ、輸出事業者を包括的に支援 するための体制を強化 等

<輸出支援プラットフォームの体制>



#### 令和5年度補正予算額 750億円

#### <u>① 施策の目的</u>

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産 を促進する。

#### ② 施策の概要

畑作物の生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担等に要する経費を支援する。

#### ③ 施策の具体的内容

#### 畑地化支援·定着促進支援

① 畑地化支援 : 水田における畑地化の取組 (注1) を支援

② 定着促進支援:水田を畑地化して、高収益作物やその他の畑作物の定

着等を図る農業者を、作付面積に応じて、5年間支援

(①とセットで支援)

対象作物	① 畑地化支援 (令和6年産単価)	② 定着促進支援 (令和6年産単価)
高収益作物 (野菜、果樹、花 き等)	14.0万円/10a (※ 令和 5 年産に採択された 者は17.5万円/10a	<ul> <li>2.0(3.0<sup>※1</sup>)万円/10a×5年間</li> <li>または</li> <li>10.0(15.0<sup>※1</sup>)万円/10a(一括)</li> <li>※1 加工・業務用野菜等の場合</li> </ul>
畑作物 (麦、大豆、飼料 作物(牧草等)、 子実用とうもろこし、 そば等)	<u>14.0万円/10a</u>	・ <u>2.0万円/10a×5年間</u> または ・ <u>10.0万円/10a(一括)</u>

#### 産地づくり体制構築等支援

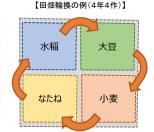
○ 産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整(現地確認や打合せなど (注2) ) に要する経費を支援

#### ○ 土地改良区決済金等支援

令和5年度または6年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じる経費 (地区除外決済金や協力金)を支援





注2 畑地化(交付対象水田からの除外)に際しては、借地の場合には、賃借人(耕作者)が土地 所有者の理解を得ることが必要。地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者 に対する理解の顔成等の取組を進めていることが重要。

#### 農林水産省

#### 令和5年度補正予算額 44億円

#### ① 施策の目的

輸入食品原材料の調達リスクが顕在化する中、食品製造事業者等の原材料調達に関するリスクに対応し、フードサプライチェーンの強化による食料安定供給の確保を図る。

#### ② 施策の概要

ウクライナ情勢等に関連して、依然として多くの輸入食品原材料の価格が高い水準にあるほか、近年の国際的な食料需要の増加や為替変動など、輸入原材料の調達リスクが顕在化する中で、食品製造事業者等の原材料調達に関するリスクに対応するため、食品製造事業者等に対し、産地との連携強化や原材料調達先の多角化の取組を支援する。

#### ③ 施策の具体的内容

1. 食品製造事業者等と産地の連携強化に対する支援

食品製造事業者等が求める原材料の安定確保により食品産業のサプライチェーン全体での持続可能性を高めるため、産地支援の取組(例:引受け量拡大に対応してもらうための収穫機械の貸与等)を行う食品製造事業者等の産地との連携による原材料切替等に伴う機械・設備等の導入・更新、調査、新商品の開発・製造・販売・PRの取組を支援する。

#### 2. 食品原材料調達先の多角化に対する支援

原材料調達先の多角化を通じた調達リスクの軽減のため、食品製造事業者等(二次、三次加工業者に食品原材料を供給する一次加工業者を優先して支援対象とする。)による原材料切替等に伴う機械・設備等の導入・更新、調査、新商品の開発・製造・販売・PRの取組を支援する。

#### <事業の流れ>

王 定額

民間団体

1/2または1/3

食品製造事業者等

### 食品製造事業者等と 産地の連携強化



#### 原材料調達先の多角化

輸入小麦 を使用 クッキー パン

#### 国産原材料導入のための 製造ラインの増設



【制度·規制改革】

#### ① 施策の目的

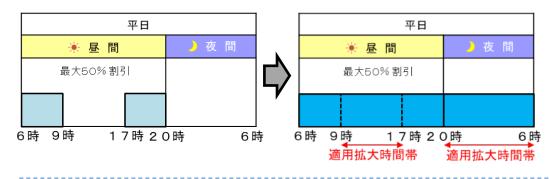
高速道路の料金制度の見直しを行い、働き方のスタイルの多様化にあわせた利用しやすい高速道路料金を実現し、生産性向上を図る。また、カーボンニュートラルに資する渋滞緩和や観光需要の平準化を図る。

#### ② 施策の概要

- 通勤時間帯の割引について、働き方のスタイルの多様化にあわせ、時間帯や曜日を限定せず便利に通勤利用できるように見直す。
- 時間変動料金について、地域の合意形成を図りながら、カーボンニュートラルに資する渋滞緩和や観光需要の平準化の観点から拡大する。
- ・観光需要の分散・平準化のため、地域の事業者や観光団体等とも連携し、高速道路料金割引の休日と平日のバランスを見直す。

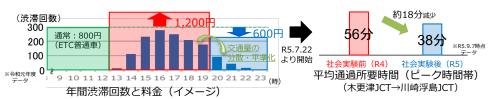
#### ③ 施策の具体的内容

#### <通勤時間帯の割引の見直し>



時間帯限定の割引 (平日朝夕割引)を、 24時間割引の対 象となる事前登録 制の割引に見直し

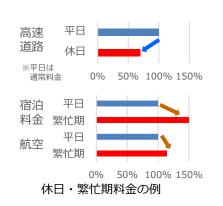
#### <時間変動料金の例>



東京湾アクアラインの料金変動社会実験の事例

時間帯による交通量の 偏在を踏まえて、東京 湾アクアラインで料金を 変動させる社会実験を 実施中

#### <平日・休日のバランスの見直し>



観光需要の分散・平準化のため、地域の事業者や観光団体等とも連携し、 平日の高速道路の周遊パスの割引率を拡充するなど、高速道路の料金 割引の適用条件や運用方法を見直し